

自然保護の原理 V.

—ヒト *Homo sapiens* の自然性と文化性・自然保護憲章—

山根 銀五郎*

(1976年9月30日受理)

The Principle of Conservation of Nature V.

Human being, as the Presence of Nature and of Culture.
Nature Conservation Charter

Gingoro YAMANE

Abstract

The Nature Conservation Charter of Japan (1969) declares three items. The first, respect and love nature, and get to know her well. The second, listen to the wisdom of nature and don't injure her harmony. The third, leave the beauty and value of nature uninjured for posterity. The Charter forbids the destruction of nature and declares decisively the priority of the conservation of nature as opposed to its exploitation.

Humans have two faces, the first that of natural existence, that is the face of the animal, and the second that of human culture. It is necessary to satisfy both of these faces. Since the first appearance of *Homo sapiens* on the earth, nature has altered her feature gradually, increasing the speed of the alteration from a century ago. At the same time, human beings have become both materialistic and cultured nowadays, we are living in cultivated and artificial circumstances where human behaviour is also much different, a century ago. Therefore, in order to consider the conservation of nature, we must treat the problem both from the standpoint of man's Nature and of the man's Culture.

緒論—人間は自然物か—人間生活の脱自然—自然保護憲章—自然とはなにか—原自然への憧れ—脱自然への必然性—ミクロ・超ミクロの世界の人間と環境への破壊作用—機械的脱自然に抗して・自然への適応—自然保護と人間生活—破壊的脱自然でなく自然と有機的に関連した文化的存在へ(結語)—要約—注と文献

緒 論

自然保護は人間環境を確保する必要から要請される。一方ヒト自体が自然の一部であり、自然性の基礎に立ちつつ、その高等に組織化された物質・エネルギー体系の結果、他の自然分野に隔絶する様相を呈し、それが精神現象となって現われた。この特殊な自然現象である精神現象が、それを生起せしめた肉体に働き、またその両者が一体となっている個人が集団となって

* 鹿児島大学理学部生物学教室
Biological Section, Faculty of Science, Kagoshima University, JAPAN.

社会を形成した後、精神現象も個人に働きかけるのとは異質の働きを発揮してここに文化なるものが生まれた。

この文化現象は多面的な働きをするが、根本的には人間集団である社会の生存の確保とさらにその発展に働く。まず社会構成の要素である個人の肉体的存在の確保と云うことになり、いわゆる衣食住の確立を目指す。衣食住は身の自然を材料としてなり立つ。集団間の競争が起れば文化の力は戦争的なものともなる。人間の精神現象は主観的実存的なものを超えて、自己の客観視を可能にし、これあるが故に人間以外の他の動物の主観的な実存感を越えることができる。その結果は自己並びに世界（環境、外界）の認識と高等の情緒、情操が生まれる。これが個人をこえて社会的な現象となって高等な文化状態になる。

さてこのような状態に到達し、とくに自然認識が有効に働いて、自然に大巾に働きかけることのできるようになった人間の現状は、動物並みの自然物としてのヒトとしてだけのものとして対処することはできず、ここに自分自身の造り出した文化なるものの影響を受けざるを得ぬことになる。さりとて人間は一方ではヒトとしての自然性はあくまで持ち続けることによって、健全な人間生活が存続する訳である。

自然保護は人間の存在を確保し、その発展深化を続けるため人間それ自体とその生存をゆるす自然環境あるいは人間環境を確保する目的をもっている。私たちはヒトとしての自然性と人間としての文化性の保証をいかにして自然保護のうちに求めて行くのであろうか。

人間は自然物か

人間は自然物であり、自然の一つであり、その一部である。従って他の自然との関連のうちにはのみ人間の生存は確保される。しかも人間に比べて自然（人間以外の）は広大である。また人間は自然の要素からできている。故に人間は自然を無視しては生存できず、反自然的なものは生存を確保する所以ではない。自然保護はこの観点に立ってはじめてその必要性、正当性を確立することができる。

これが従来の自然保護論の公理的なものである。私もその立論の正しさに身をゆだねてきた。ところがごく最近になり人間は果して自然物と云ってよいのであろうか、云い換えれば人間生活——20世紀もやがて終ろうとしている現在とこれから以後の生活——は自然的なものを目指とすることができるのであろうか、またそれでよいのか、もしできなければそれを正しいとしてもそれは夢に近いものであり、人間生活は自然的なものを目指とするのは正しくなく、人間の自然性は文化性に席を譲らざるを得なくなるのではないかと考えるようになってきた。ここでいう文化性とはぜいたくなそして優雅な生活を意味しているのではなく反自然性を意味している。丁度自然性がある意味では野蛮を意味し反文化を意味することがあるのと一対である。

a. 生物としてのヒト *Homo sapiens*

生物としてのヒトが *Homo sapiens* なる哺乳類霊長目の一員であり、それは動物の長い進化史の末に生まれた動物であることは進化論が論証してきたことで、正しいことである。西欧の科学は長い苦闘の後にやっと100年前にこの結論を確証し得たのである。私たちは日常生活即ち誕生、栄養、呼吸、感覚、運動、排泄、睡眠、生長、性現象、死などを通して、人間が他の哺乳類と同じレベルの存在であることを熟知している。

少しく分析的に考えて外部体制的にみても四肢、体軀、頭などは哺乳類一般の体制だし、身体諸器官にしても、皮膚、筋肉、骨格、消化系、循環系、呼吸系、排泄系、感覚器、神経系、ホルモン系、生殖系などその機能と並せて基本的に構造も同一である。であればこそ、医学の

研究に動物を使い、動物実験で得られた知識が医術の基礎になり得るのである。

器官から組織へ、組織から細胞へ、細胞から細胞器官へ、と分析が深化するに従って、ヒトの動物との同一性は度合いを高め、ヒトが動物の一員であり自然物であることが確信される。

つまりヒトは物質構造では動物であり、また機能の上からも動物であることが確信される。さらに化学成分的観点からみれば、ヒトの体を造っている細胞原形質がタンパクを主体にした親水コロイドであり、それが拠点的に脱水（分散質の集中）をおこしてコアゼルヴェートの状態になっている。分散質の主成分がタンパク質と脂質であることも他の動物と同じであるばかりか、植物原形質とも事情は違わない。生物の活動の特色の一つは生体を造っている各種の有機物質を自分で造り、またその合成に必要なエネルギーをも含めて生体の活動させる原動力も自ら作り出すことであるが、この生体物質の生成や生体エネルギーの獲得に主役を演じる酵素も基本的にはヒトをも含めて哺乳動物一般に普遍的であるばかりか、微生物にも共通している。更にこれから高次のメカニズムを生み出す基礎となる遺伝子の働き方あるいは構造も生物全般に亘って共通なものがある。

b. 人間の脱自然

ところが生活の具体的方法を見ると、ヒトと他の生物とでは根本的に違っている。と云うのはヒトは自然が支えるものを受動的に受取って生活するのではなく、積極的に自然に働きかけて、自己の欲するものを自然に生産させ、自然の支えるものが如何なる具合に生体に働きかけて、生命維持に役立つかを知る。その結果、自然物のうち生物的機能のあるエッセンスを意識的に用い、あるいは自然物を生活的に機能させ、さらには化学的には異質のものを代用して機能的に働かせることになった。この生活の能率化によって人間は今日の大人口に対処している訳である。今日使用している食品、医薬、衣料を思い浮べれば思い半ばに過ぎるものがある。

この結果ヒトは**脱自然化 de-nature**の状態になっている。ヒトはもはや純粋な自然物とは云えない状態にある。このようなことは決して今に始まったことではなく、その淵源は潜在的にはヒトが他の霊長目から袂を分った数百万年のかたにもとめることができようが、少なくとも約5万年前の新石器時代には脱自然が現実には始まったと考えられる。農耕によって代表されるその時期には四季の運行にともなう作物の実りの法則を知り、それを意識的に実践に移して行った。しかしこの脱自然化が多くの意識に上ったのはごく最近30年来のことである。

人間生活の脱自然

人間生活の脱自然は**文化 culture**の名をもってよんでもよい。文化とは人間生活の充実を云うのであるが、これは**自然を利用して**はじめて可能である。自然の利用と云えば体装よく響くが、これはとりもなおさず**自然を破壊しない**では成立たない。この意味では文化とは反自然であり、脱自然であり、非自然である。自然状態から脱け出すことが文化であり、人間はそれを通じて繁栄し今日の状態にまで到達したのである。

繁栄とは何んであろうか、まず**個体数の増加**、**人口の増加**である。次には**幼折せずして生存期間を長く**することである。次には**外敵から自分の生存をおびやかされぬ**ことである。外敵の中には天災地変から猛獣毒蛇害虫、伝染病などが入るであろう。次に**生活の充実**である。飢餓に見舞わず、早ばつ、水害寒冷、熱暑から身を守ること、そして**精神的な充実**である。仲間、これには親子、兄弟姉妹にはじまり隣人愛にまで及ぶであろうが、共感、共同、そしていわゆる芸術的なものへと進んで行く。これらのことがなされるには先にのべた自己とそれをつむぐ外界についての客観的な認識が必要であり、これが発達洗練されて学問とか学術とか科学にな

り、自然科学、精神科学、社会科学が整えられた。

さてこのようなすべての要因が働き合い、すべての要素が包括されて成立っている現代の私たちの人間生活はなんと自然と違ったものであろう。そして私たちはつい先程まで、数年前まで、それを誇りとし人間の万物に冠たる所以だと鼻高々になっていた訳である。

ところが約十年前から事情は一変した。と云うのは公害、汚染の問題が私たちの眼前に現われたのである。一方無限と思っていた地球自然が実は限りのあるものであり、汚染に対する自然浄化も限度にきたし、人間生活を支える資源もその主要なものが数年乃至十数年という明日に迫った事情にあることが知らされ、一方人口はますます増加して止まるところを知らない。しかも人間の集団は大は大国間の抗争から小はグループ内に至るまで紛争、およそ衆知を集めて人間存在の危機に対処すると云うことからは遠いところに居る。

数万年前にすでに脱自然が始っていたが、最近 100 年ほど前あたりまでは人間の営みに比べて自然は絶大であったので、脱自然は文化の名によって謳歌こそされ一般には危惧を感じなかった。ところが第二次大戦中に開発された自然破壊の道具は、戦後はそのまま、あるいは形を変えていわゆる平和産業に使われ、その結果自然開発という美名のもとに自然は急激に破壊された。ブルトーザー一つをとってみても、以前のダイナマイトとツルハシの工事にくらべれば言語同断の違ひである。また木樵のノコ一つに頼っていた当時、森林は伐採計画はされても絶滅まではかなりの時間がかかった。チェーン・ソウの時代の今日大森林はアツト云う間に地上から姿を消してしまう。

ここにおいて自然保護なる運動が提唱されるに至った。日本においてもすでに 1919 年史蹟名勝天然記念物法が制定され、原始性の高い森林、絶滅の危惧のある動物、珍奇な動植物について保存をすべきであるとの考えが広まったが、いわゆる人間生存の自然環境として自然を保護する必要が叫ばれたのは、第 2 次世界大戦後であり、とくに 1970 年後の数年間にはジャーナリズム及び住民問題としてとり上げられた。今にして残されている自然を守らなければ人間生存は危機に瀕するとの思いが世間一般の常識にすらなつた。

日本自然保護協会が中心となり、昭和 49 年 6 月 5 日 (1964) 自然保護憲章制定国民会議において自然保護憲章が制定されるに至った。

自然保護憲章⁽⁴⁾

自然保護憲章は前文、三ヶ条の憲章並びに九項の説明からできた簡潔な宣言である。

自然は、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって文明をきずきあげてきた。

しかるにわれわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなつてきた。

この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたつた。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場

合さえある。

今こそ自然の厳肅さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりやを捨て、自然をとらとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用をつとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よってわれわれはここに自然保護憲章を定める。

自然をとらとび、自然を愛し、自然に親しもう
自然に学び、自然の調和をそこなわれぬようにしよう
美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう

- 一 自然を大切に自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 二 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 三 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進められなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境に優先するものではない。
- 四 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。
- 五 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとむべきである。
- 六 身じかなどころから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって、美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 七 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されぬことである。
- 八 野外にごみを捨てたり、自然物を傷けたり、騒音を出したりすることは、厳に慎むべきである。
- 九 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

このような自然保護憲章が制定されたことは、自然がいかに危機に瀕しているかの裏返し表現である。

しからば何故かゝる危機に瀕した自然を保護しなければならぬかといえば、このようにしなければ文化的人間の存在は勿論のこと、動物としてヒトの存在も危ぶまれるからである。

自然保護は自然を畏敬し愛着をもつから保護するのではなくて、自分自身の身を全うするための極めて利己的のものであることに気づく。かつての天然記念物的な発想とは全く違っている。天然記念物としての保護には自然に対する神秘的な情緒なものがあって、それは人智を越えた自然に対する愛着とも畏敬とも驚異の念ともつかぬものであるが、それを人による破壊から守り通すと云うことであつた。しかし昨今の自然保護は特殊なものについての関心と云うようなものでなく、自然一般を汚染と破壊から守って行き、それによってヒトに危害が及ばぬようにするということである。全く人間本位の利己的動機から出発し、それが根底をなしている。

このような考え方感じ方の違いは生活の仕方が以前と今日では違うことからきている。以前

は生活の基本は自然物と云うか農、林産水産など天然資源をそのままの形で利用して行った。食料にしても衣料にしても住居にしても、その原料は自然物そのものであった。しかるに現在は事情が全く違って、生活の大部は工業生産物によって支えられている。衣、食、住のいずれについてみても天然品をそのまま使うことは年々少なくなっていく。まず衣料については化学繊維が天然繊維を圧倒している。食品については、それがそのまま人体の構成に与るので、基本成分を代えることはないが、加工の度は非常に高く、いろいろ物理的にまた化学的に処理してインスタント化が進んでいる。住居については原料は大巾に人工品を使うばかりか、その様式がケージ型の鶏舎化してきた。そして合成された医薬品によって健康をコントロールしようとしている。

眼を大人口を擁する都会やその周辺に向けてみると、私たちの日常生活が反自然的なものになっているのがよく会得される。道路には土を見ず、家並みは整ってはいるが、緑は人工的である。いわゆる人生芝なるものが、飛行場などにあるが、これはまさに人工生活のシンボルの感がある。視覚的に芝生の代用をしている。これは自然の植生を壊わして土地を造成し、そこに画一的な植樹をして、新しい自然を造ったと喧伝するのと同じの人工操作である。

このようなことは、しかし、好んでやっているのではなくて、このようにしないでは今日の大規模の工業生産と、その準備としての庶民生活が支えられないのではなかろうか。つまり私たちは脱自然の状態に否応なしに追いこまれることによってしか、この大人口、大消費時代に生きては行けないのではなかろうか。私たちの生活は場所の移動一つ考えても自動車、超特急、航空機、人工衛星など、自然状態からはおよそ隔絶した現状である。自然力を利用しているのだから、この状態も決して反自然ではなく脱自然ではないと考えるとすれば、自然とはどのようなことを意味するのかと問い返さなければなるまい。

自然とはなにか

自然については人間の生活の変遷に伴って理解の仕方がさまざまであるが、私たちの外にあって、外界（宇宙）を構成しているものと云うのが素朴な理解の仕方であり、またそれ故に普遍性をもっている。宇宙を構成しているといえども私たちがその一員であるので、当然私たちが自然の一部になるので、その意味では自然は私たちと対立すると同時に私たちをも包括している訳である。観念論的には私あつての自然なので、私のうちに自然が存在し包括されることになろうが、いまこの立場は採らない。

私たちの意識から独立して存在するもの、あるいは意識に関係なく客観的に存在するもの云つても同じである。と云うのは前記の“私たち”と云つたのは肉体ばかりでなく当然意識をも含んでいるからである。その意識も物質の、つまり自然の所産であると考え、意識も自然の一部と云うことになり、自然の働きと云うことになる。この辺りの事情をよく理解することは自然保護の原理を把握する上で意味深いものである。

そのような深層的、基本的理解に基いて、自然と云うことに対する場合、自然は私たちと一体であり、自然保護と云うことが即私たち自身の確保であることが明証されてくる。ところで、脱自然と云うときの自然とは、私たちの働きの加わらない原自然とも云うべきものを意味している。つまり自然を人工に対立させ、人工つまり人間の意識の働きかける以前の自然と云う意味である。

さてそのような原自然とも云うべき自然が現在の地球上に、人間生活との関係においてあるだろうか考えると、少なくとも私たちの感覚に働きかけ、生活的に働きをも限り、つまりマク

口自然においてはほとんどないのではなからうか。人間の絶え間のない働きは自然を変質させてしまった。両極地方、高山地帯、砂漠地帯に至るまで物理的に化学的に原自然とは違う状態になってしまっている。また生活的にもエスキモー人の生活、ニューギニア、アフリカの住民たちの生活などの報告に接するとそこに人間の営み、つまり文化が滲みこんでいる。人間ばかりでなく人間に近い動物である獣、つまり哺乳類をはじめとして鳥類、爬虫、両生類、さては水棲の魚類に至るまで、人間の開懇開発（開懇と云うと林業、農業的ニュアンスであり開発と云うと建設、土木工事、工業のにおいが濃い）のために生活の場を失ったり、環境を破壊汚染されたり、または直接殺りくされたりして、本来の姿からほど遠いものに追いこまれている。人間の生活についてはどれが本来の姿かと云うことは固定していない。と云うのは人間は急速に社会生活を通じて変化し、未開と云われる社会にあっても気候などの環境の変化、や人口の増加などによる社会の構造と機能の変化によって大巾に変っている。一例をとれば旧石器時代の採取生活と新石器時代の農耕生活は生活的には質的なちがいがあ

まして現在のエレクトロニクスの時代には、生活は前時代と全面的に違っている。感覚の基盤は五感にあるが、その五感に提供される刺激と云うか情報は質、量ともに、とくに視覚、聴覚に甚しい豊富さである、エレクトロニクスの及ぶ範囲は日常生活の全面を覆っている。頭脳の発達とあいまって、現在の状態はヒトが自然物であることから逸脱していることを物語っている。

一方大人数の人間を育うべく、大巾な自然破壊と資源の消費が進行して、人間は環境的にも資源的にも脱自然を余儀なくされている。

原自然状態への懐れ

ここにおいて私たちは出身が自然にあるためであろうか、原自然状態に対する憧憬を覚え、自然的要素の強い生活環境を望みはじめた。自然保護は脱自然に対する本能的(?)不安が生み出した運動である。その際、公害、汚染の問題は、その解決それ自体が人間の肉体の健康を保持する上は必要であるところから、公害、汚染の防止と回復が自然保護の問題と結びつけられた。他方現実社会にあっては資源獲得と工業生産、交通運搬、住宅、軍事の必要から、自然を保護するどころか、破壊し汚染して行く、理論では自然保護を唱え、現実の実行としては自然を壊わして行き、そして自然保護論者もそれから結果するものを享受する。また自然破壊と環境汚染が一對の言葉として使われ、汚染は科学的工夫によって予防され、回復される、と強調され、それにともなって自然破壊も救われるような錯覚を大衆に起させる。しかしこれはこの二つは元々連関はあっても違うことである。汚染が高度の科学技術によって大巾に救われるとは思わないが、よし百歩ゆずってその何分の一かゞ防止または回復されたとしても、自然の破壊は絶対に旧に復さない。そればかりかそのためには自然は一層活用される結果となる。つまり破壊の度は進む一方である。これは社会体制や政治形態の如何をとらずそうならざるを得ない⁽²⁾。とすれば脱自然はあらゆる面で阻止することのできないいわば人間繁栄の運命的必然であろうか。大国にあってはさらに大規模の自然改造が夢想され、計画され、部分的に実行される。その結果その目的のためには一応は良効果の得られることもあるが、その後に予想しなかった凶事に見舞われる。そのような前例があるにもかかわらず、万民の繁栄や人類の福祉の美名のもとに政治力と経済力が投入されて自然の開発とか改造とかが行われる。人間のたどる運命と云わざるを得ないだろう。

脱自然の必然性

私たちは生活的にも環境的にも全世界的規模で脱自然化がすすみ、その結果“文化的”ならざるを得ないようになった。以前は“文化的”とは進歩的な現象であり、いわゆる野蛮というか、動物的な状態から脱して、自然を自己の掌中に収め、自然をして人間に奉仕させ、その実りを享受することであった。このような意味で“脱自然”と云うより“自然利用”と云うか、自然なる馬を駆って人生を建設したとでもいえよう。今日においては“文化的”であることは脱自然であり反自然と云うことになり、源泉は自然に仰ぎながら、非自然的、反自然的なものをつくり出すことになった。従って今日的文化状態は過去に夢みた牧歌的田園的幸福の実現ではなくて、その反対の人工的で非情緒的なものの実現である。宿舎は鶏舎ないしケージ化し、食物はインスタント食品となってドッグフード化し、環境は単一な人工庭園的になる。つまり自然からの開放、自然力に束縛されず、常時快的な生活を目指したはずが、事志しと違って近代的鶏小屋の鶏の生活になり、卵を生む代りに自分の生活を支える人工製品をつくることに励むと云うことになってきた。文化が生活を束縛規制する皮肉である。

しかしこれが運命の必然であり、これなくして餓死、凍死するとすれば、これができることは幸なことと云わなければならない。飲む水は汚れ、食品は汚染されていると飢餓に比べればよしとしない訳には行かない。しかも地上のみでなく空中も異状になり、浴びる日光にもこと欠き吸う空気にも酸素が不足などとなれば、事は正に終焉に近づいてくる。そのような事情にもかかわらず、人間は争いが絶えない。これも人間本来の性質であって、この闘争心があつたればこそ人間は他の生物を圧倒して今日の繁栄をしたのだと思えば、これまた一概にはせめる訳にも行くまい。この闘争心を失って調和的になると同時に、生きぬく気力も失ってしまうのでは問題である。軍事産業によって自然破壊や環境汚染も大巾に起き資源の損耗も甚しいが、これをやめれば巷に失業者が満ち満ちてしまうともいう。となると、人間は宇宙進化的に見れば、自然利用から脱自然、非自然へと進み、いわゆる“文化”を謳歌しつつ「死への行進」を走り続けている自然現象であると達観しなければならないのであろうか。

ミクロ、超ミクロの世界の人間と環境への破壊作用

バクテリアが発見され、いく多の病気の原因が判明し、その対策が立てられた。いわゆる伝染病の克服という恩恵が人間にもたらされた。ビールスが発見されて、イデン子の本体がDNA 核酸であることが判明すると、事情は一転してそれは自然界にない猛毒な微生物の製造が企てられる。そしてまた人間のイデン子を左右することができるようになれば、完全な人工人間を造り上げることはできないにしても、ある意図のもとに人間を改造することができるようになろう。

原子核の構造の研究が原爆や水爆を生んで、その機械的破壊力と熱量の巨大さによりすべてを焼きつくす訳であるが、結果はそれに止らず放射能を帯びた物質を造り出して、深刻な問題をひきおこしている。地球が現在のように人間をはじめとして生物が棲めるようになったのは放射性物質が生成されてからの巨大な時間が経過したことによって、放射能が弱まったことによるのである。原爆、水爆の出現により事情は数十億年の昔にひきもどされ、経過した時の効果を無に帰せしめる。また現在の航空機、ロケットは大気の状態を変えて宇宙線の地表への到達をたやすくする。この結果生物のイデン子に突然変異の起きる度合が高くなる。突然変異は生存に不利なもの、つまり出来損いが多い。奇形、死児など、そしてすでに現在ガン患者の多いことも食品中の化学物質のせいだけではないであろう。上節においてマクロの世界において

自然は変形したと云ったが、ミクロの世界においても自然の異常は起こりつゝあるし、これからますます度合いを高めよう。そしてマクロ的な害悪に比べて陰的な狂暴性を発揮しよう。となると水圏、地圏、気圏を通じてマクロ的にもミクロ的にも現在の路線をすすむ限り逃がれる術はないことになる。“文化”は全く兇悪な働きをすることになった。しかも人間の生物的な性状は大きくは変わらずその集団である社会は従来の慣性のままに進行すれば、その結果“脱自然そして悪文化”以外に身のおき場がないことになる。

機械的な脱自然に抗して・自然に適応

森林を伐採し尽くして農地にしたり、牧畜を営んだりしたことが、その土地を荒廃させてしまったことは世界の各地でいくつも例を捨うことができる。戦中とくに戦後の森林の濫伐が今日の日本各地での災害の原因であることも手近かな例である。それを知ってもまだ伐採にはげんでいる。乾燥、泉の涸渇、洪水など民族の滅亡に関するほどの事態になる。自然の破壊は工業、土建、鉱山だけでなく、一見平和に見える農業ですら、自然が数千年数万年かかって造り上げたものを短時間のうちに急激に変化させたときに起きる。従って私たちは地球上の人間らしい生存を永く続けようと思うならば人間が自然に適応しつつ生きて行く以外にない。云いかえれば自然に帰ることである。

これは滔々と流れる時勢に逆行することである。果してそれが可能であろうか。自然に対する一方的な搾取の上に成立している人間の繁栄の仕方を変えなければ可能ではないであろう。物質とエネルギーを無駄にまき散らし、いたずらにエントロピーの増加に加担しているのが現在の人間のやっていることである。生物が生存できるのは太陽エネルギーを利用して有機物をつくり、エントロピーは増加させつゝも、その一部は生体構成にエネルギーを固定、つまりエントロピーを減少させ、負のエントロピーを蓄積している。つまり有効な形にエネルギーと物質を蓄積している。ところが人間としての営みはそのほとんどがこの生物本来の働きとは逆に有効エネルギーのまき散らし、再び回収できぬ形にしまっている。これでは生存に限界がくるのは当たり前である。なん等の貯蓄もせずに貯金を無駄使いしているのと全く同じである。いかに自然保護を呼ぼうと、このようなやり方では自然を食いつぶして遂には生きて行けなくなる。

今これを記している私は、日本と云う世界中でも一番物質を豊かと云うか、ルーズに使っている国の一人である。日本はエネルギーの消費密度が世界平均の70倍であると云う。発展途上国の人たちは今私たち日本人が生活している水準からはるか距った低い状態で生活している。しかも人口の増加はアジア、アフリカともに著しく高い。グローバルに考えるならば発展途上国では人口の増加を抑え、先進国では物資の消費、とくに軍事的なものをおさえる。そしてエネルギー源を現在の石油やウランなどに頼り切らずに、太陽エネルギー、風、潮汐などに求める。物資は手数がかかっても、費用を要しても循環して使う。廃品回収を真剣に行う。そして商品は実質的内容的にして包装などにこらさない。せめてこのようなことを実行して資源の確保に努力し、現在残っている森林資源、鉱物資源などは極力これ以上無くさないようにする。自然保護ということは、これ以上の人間の脱自然を防止するには絶対に必要であるので、これは大前提として実行する。自然保護を完全に行っても生活できる範囲で人間の生活を樹立する。自然保護はお情けでやるのではなく必要欠くべからざることである。一木一草を採っていけないと云うようなことでなく、大森林を一朝にして伐採したり、海岸を埋立てて汀を無くし、沼沢地から鳥類を追払うようなことをしないことである。私たちはいまこそ大きな決断に迫られ

ている。自然保護を本心から行って人生を確保するか、自然を喰い散らして自滅するか、そのうち一つを選ばねばならぬ時点に立っている。

自然保護と人間生活

自然保護が汚染対策と同じでないことは上述したが、一般には混同されがちである、汚染さえ起きなければ森林は伐って木材、パルプとして役に立て、都会の周辺に植樹して人工森林を造った方がどれほど有効かも知れぬと考える人がある。しかし林を伐れば水資源や土砂崩壊、洪水などの公害が出るので伐ってはならぬと考えるのだが、森林の存在の意義はそれだけではない。O₂発生ことは云わずとも広大な自然とともに存在することをわれに教えるのは、森林をも含めた自然であることを思い起きなければならない。私たちは今損われたと云えまだ広大な自然を持っているので、この時点においてははっきりと決断しなければならない、自然とも永く生き抜くか、あるいは自然を浪費して短時間のうちに地上から姿を消すか、あるいは醜い心身とも蝕ばまれた存在として僅かに生き残るかを。

人間は進化史的に見れば地球の歴史の最後に現われたものであるが、これはしかしであるからといって人間の栄光をたたえるべく、あるいは精神圏⁽³⁾なるものを成就すべく企画されたのではなく、各種の必然と偶然が働き合って精神現象をもつ人間なる自然物が成立したまでのことである。したがってその運営が悪ければ亡び去ることも当然である。世界は人間のために存在しているのでは決してない。人間がなくても世界は存在して行くのである。人間の栄光をたたえるべく自然があるのではなく、人間が自然と一体となって自然のもつ力（エネルギーのことを意味するのではない）を最大限に発揮したとき、人間も含めて自然の栄光が讃えられるのであろう。心ある人間によってである。

人間は縷々述べたように決して原自然的なヒト、つまり動物的存在としての動物の一種として存在しているのではなく、脱自然化した文化的人間として存在しているのであるから、それを支える自然は初元の豊かで新鮮な力をもつ自然であって欲しい。自然までが文化化した公園のような自然であったり、人工芝のように見せかけだけで本質を失った自然であってほしくない。またエキスをしぼり取られた滓のような自然であったり、人間生活の残渣に汚濁されたそして毒物を含む自然であっては困る。新鮮な発渾としたエネルギーにあふれた自然として今後残すのも、死に体としての自然にしてしまうのも今の時点の意志と憧れと努力にかゝっている。この意味で現在は極めて責任のある重大なときであって、この時期を逸しては人生の味方としての自然を手放すことになり、自然は人間生活にあだをなす大敵となってしまふ。

自然保護とはこのような意味をもつものであって、決して開発に敵対するものでもなければ一部の人の道楽などではない。自然保護を完全にして、自然からの物心両面への恩恵を長く享受できるようにしてこそ、はじめて開発の意味がある。

破壊的脱自然でなく自然と有機的に連関した文化的人間生活（結語）

人間の脱自然化、つまり文化化が避けられないものであるとすれば、脱自然の仕方に工夫をこらして、自然の機械的破壊を通して文化的人間を建設すると云う、従来の低次段階を通りぬけて、高次の脱自然化を行なわなければならない。それには自然から離脱するのではなく、自然を包括することによって、文化を建設することである。自然を包括すると云うのは、どのようなことかといえ、自然を破壊せずに自然の諸力を人間生活に役立てると云うことである。いうべくしてむずかしいことではあるが、些細な一例をあげれば森林伐採について、現在は大

木を伐採して、それを切りこまざいてチョッパーにしてパルプに仕上げる、無駄なことである。幼樹を育て、十年の周期でそれを計画的に循環して行う。大木を必要とする伐採をする際には数十年の計画、或いは一世紀の計画で植林し、しかも単一種を植えるのばかりでなく天然の状態を再現できる方式をとる。大きな材を必要とする建材にしても一世紀育った樹木なら十分役に立つ。自然破壊でない自然と有機的連関のある文化生活をするにはその位の規模の計画は必要である。現在伐採している美林にしても先人たちの先見による恩恵に与っているのであって、決してひとりでに転り込んだ天与のものではない。それを現在は消費量の増大したことから将来のことを考えずに食いつぶしているのである。

現在私たちに残されている自然は上述したように決して原自然ではない。すでに人手の入ったつまり文化化した自然である。そしてその恩恵を受けているとすれば、私たちのすることは現在残されている原始性の高い自然には手をつけず、すでに人手の入った森林、荒地、荒された原野、海岸を人力をつかって再生させ、そこから将来への活力を仰ぐようにする。水、大気、海洋、河川など人間の手によって悪く脱自然化したものをそれぞれの工夫によって修復し、脱自然化した人間生活に自然有機的的文化をもたらしようにすることによって人間は地上の生存を確保できる。

上記のような自然有機的的文化を実現するには自然についての広範な知識とそれを実現する経費が必要である。現在超大国その他が、予防的処置のためと称して巨額な軍事費を支出し、それによって自然を大巾に破壊汚染していることを考えると、それを転換して、自然と共同作業のうちに進行する生産に向けるならば、人間の生存は未来に渡って確保できよう。もしかゝることは痴人の夢として嘲うのであれば、自然を破壊し汚染しつつ人類の永続を願うなどは愚者のたわごとと言いつ返しざるを得ない訳である。

要 約

(1) 自然保護は人間環境保全の一環として、あるいは同意異語のように扱われることもあるが、両者は同じではない。人間環境保全には公害汚染の防除の色彩が強い。

(2) 天然記念物も自然保護と関係は深いが、前者は特定の種類、個体、集団などの保存を目指してより学術的色彩が強くまた精神的要素が強く感じられる。後者はより広範な地域的な感触があり、人間生活的な要請が強く感じられる。

(3) 現在のヒトは単なる動物の一種としての存在ではなく、とくに生活を考えると自然そのままの存在ではなく文化的存在であり、脱自然の状態である。文化的であり脱自然と云うのは人間讚美的なニュアンスもあるが、この場合は自然的生活から遠ざかってヒトとしての自然的生存要件から人為的に遠ざかっていることをも意味している。文化的人間生活はその意味で自然的ヒトの存在を危くしている。

(4) ヒトと同様、自然自体が長い人間の影響下にあつて、原自然から変質し(脱自然)、文化化している。これはマクロの感覚的に認識できる自然だけでなく、ミクロの世界、超ミクロの世界にも及び、それは人間生活に(生物一般に)脅威的に働く。

(5) 高度経済生長による急速な自然破壊、環境汚染が全国に拡がり、これに誘発されて自然保護運動がこれまた全国的に拡がり、その成果が「自然保護憲章」となって実った(1949・6・5)。

主文は3条からなる。

自然をとらとび、自然を愛し、自然に親しもう。

自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。

美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう

これに前文と九項目の説明がついている。微温的のものであるが、小学生にも理解できるような内容と表現になっている。

(6) 自然状態への憧憬は自然破壊が進むにつれて熾烈になる。そもそも自然とは何にかの問題、またそれがヒトあるいは人間にもつ意味や働きについて考えられた。自然とは人間意識の如何にかかわらず客観的存(物質)の総体であり、それはつまり意識や人工、文化に対するものであり、それによって人間はつくり、意識すらそれによってつくりされると同時に、意識も自然の営みの一つとなる。つまり自然は人間に対立する存在であると同時に人間は自然に包括され、また逆に自然は人間と合体してはじめて存在する。この関係こそ人間と自然、そして人間生活にとっての自然保護の問題を解決して行く一つの鍵となる。

(7) 人間はヒト以上の存在であると同時にヒトなる存在なくしては人間はない。そしてヒトが動物と同種の自然ならば人間は脱自然化し、文化化した存在である。従って自然保護はこの脱自然化した人間をそだてるように取計って行かなければならない。

(8) 意識の故に脱自然化した人間は、自然を自己のために積極的に利用しはじめたが、その利用の仕方が性急であったために、専ら一方的に搾取破壊によって自然を役立たせた。ところがそのため人間の生活は悪い方面にも脱自然化して、文化化した生活の一つの行きついた所は都市のアパート住いのように鶏舎化してしまった。ここでは自然は直接に接触の機会を失い、人間はケージ中で卵を生む鶏のように、生産に追いたてられた。悪しき脱自然である。しかもこのようなことは増加する人口をまかなうためには必然的な様相を呈している。

(9) “悪しき脱自然化”は自然に対する浪費的な破壊と利用に基づくのであるが、もし脱自然的な生活が運命的必然であるなら、これを“良き脱自然化”にすることによってのみ、人間は地上の永続が許される。そのためには自然と有機的に関連をもち、人間を自然と一体とし、人間を自然に適応し(自然の性質を熟知することにより自然を一方的に破壊するのではなく、自然を生活の中にとりこみ活用する)、自然を人間生活(文化)の中に包括していくことが必要である。

(10) たとえ巨費を必要としようとも、その調達は他の冗漫有害な事業につきこんでいるものを自然保護に転用することによって可能である。それができぬようでは人類の永続的繁栄を考え望むことは全くの夢想と云う外はない。

注 と 文 献

- (1) 自然保護の原理 I 鹿兒島大学理学部生物学教室 (1973)
 自然保護の原理 II 鹿兒島大学理学部紀要(地学・生物) Nos 3-6 (1973)
 自然保護の原理 III 同 上 Nos 7 (1974)
 自然保護の原理 IV 同 上 Nos 8 (1975)
- (2) M. I. ゴールドマン著・都留重人監訳：ソ連における環境汚染(岩波書店 1973)
- (3) ティヤール・ド・シャルダン著・高橋三義訳：ヒトの出現(みすず書房 1970)
 ティヤール・ド・シャルダン著・島崎通夫訳：自然のなかの人間の位置(春秋社 1968)
- (4) 後出の自然保護憲章の英訳も参照

June 5, 1974

NATURE CONSERVATION CHARTER

Nature is the mother of mankind and all other living creatures. It maintains a noble internal harmony according to solemn, delicate and intricate laws.

Man is a constituent of nature, along with sunlight, air, water, land, animal and plant life; while man has received blessings of nature, he has met severe trials from it, and through these experiences has built civilization.

Mean while, as a result of his overzealous pursuit of an ever-better civilization, man has often forgotten the value of nature; has slighted the intricacy of its workings; has squandered its resources in the illusion that nature is an inexhaustible treasurehouse; and in consequence, he is now destroying the harmony of nature.

This trend has grown drastically in recent years: Throughout the world the vital balance in nature which enables life to sustain itself has been destroyed by air pollution, water pollution, and the destruction of the earth's green areas. The natural environment is rapidly deteriorating.

If this situation is not remedied quickly, we may soon face a grave crisis in which the human spirit is profoundly undermined and the very survival of life itself is imperiled. Moreover, once the natural environment is disrupted, it takes long period of time to restore and sometimes it may become impossible to restore at all.

Now is truly the time for us to learn to respect nature, not to subjugate it nor to subordinate it to man: to cherish nature, to strive toward using nature wisely without destroying its harmony. Now is the time to marshal full force of all the people for conservation of the natural environment.

Hence, we do hereby establish this Nature Conservation Charter.

Let us respect nature, love nature and live in harmony with nature.

Let us learn from nature and act not to harm the harmony of nature.

Let us leave to future generations a nature beautiful and precious.

1. It is a prime duty for one and all, national and local governments, business corporations and individuals, to care for nature and protect the natural environment.

2. Natural areas valued for their scenic beauty or scientific importance must be protected for the benefit of all mankind under appropriate auspices.

3. Development must proceed with caution in line with an overall perspective. Under no circumstances must development have priority over conservation of the natural environment.

4. Education on nature conservation must be given from the earliest age, at home, at school and in the community, so as to foster awareness and love of nature, and must be aimed at forming a habit in the individual to see nature from the spirit of conservation.

5. When nature is damaged or destroyed it must be immediately and totally restored.

6. We must work first in areas close to ourselves to clean up the environment and to create green areas, and thus contribute to the creation of a bright and beautiful living environment throughout the country.

7. Pollution or destruction of the natural environment through waste discharges or use of toxic chemicals should never be tolerated.

8. Strict caution must be applied with regard to throwing trash out of doors, damaging the things of nature or emitting noises.

9. Active international cooperation based on a global perspective must be sought for the cause of preserving the healthy natural environment.

appendix

Brief History of The Nature Conservation Charter

Both national and local governments are making legal efforts to prevent destruction and pollution of nature and environment. For the fulfilment of conservation objectives, each Japanese is urged to understand the conservation of nature and the preservation of the environment, and to back that understanding with determination to achieve their objectives.

At the 8th National Park Convention, held in 1968 at the Daisen-Oki National Park, participants were engaged in discussions on nature conservation. It was concluded that the formulation of guidelines was needed for every Japanese to consider nature and nature conservation from a proper perspective, and that the establishment of what might be termed the nature conservation charter was required for this purpose.

This resolution was reviewed by a number of groups, led by nature conservation organizations. In 1973, the Committee for Preparation of the Establishment of the Nature Conservation Charter was started. This Committee consisted of a whole gamut of representatives from all levels. The Committee assumed the task of working out a draft of the Charter, which was finished after thorough study and discussion.

On the 5th of June, 1973, a national conference of delegates was held, and the draft was accepted. Immediately, a declaration was made of the Nature Conservation Charter, in the presence of the Crown Prince and Crown Princess, thus making public the Charter. It is expected that all Japanese will follow this charter in their contact with nature.

It is hoped that the Nature Conservation Charter will serve as a lodestar for every Japanese in his or her posture of habits of faultlessly dealing with nature, and that national and local governments, public organizations, associations, and private corporations will at all times, conduct their affairs with a keen interest in the conservation of nature.